

# 三重県獣医師会農場管理獣医師グループ規約

平成24年10月18日制定

三重県獣医師会は消費者に畜産物の安全・安心を提供する観点から、コンプライアンスを重視し、行政及び関係機関と連携して、県内の畜産農場に対し、動物用医薬品の指示書の厳正な発行と適正な使用、健康的な飼育方法などについて助言指導する役割を積極的に行う農場管理獣医師グループを設置する。

## 第1条 名称

本グループは三重県獣医師会農場管理獣医師グループと称し、公益社団法人三重県獣医師会内に置く。

## 第2条 目的

本グループは、生産段階において法令を遵守し、環境に配慮し、動物福祉の精神を守り、適正で優良な飼養管理を行うように農場を指導するとともに蓄積された生産情報の検証を行い、消費者に安全で安心な畜産物を提供することを目的とする。

## 第3条 事業

本グループは以下の事業を行う。

1. 農場の飼養衛生管理指導の実施および蓄積する農場情報に対するグループ員相互による検証事業
2. 動物用医薬品指示書に関する事業
3. グループ員相互の交流と学術研鑽の場を提供する事業

## 第4条 グループ員

産業動物臨床部会の会員の内、目的に賛同するもので構成する。

## 第5条 役員

役員はグループ員の互選により代表1名、副代表1名、幹事若干名を置く。

## 第6条 役員の職務

代表は会を代表し会務を総括する。副代表は代表を補佐し代表に事故あるときはその職務を代行する。

## 第7条 役員任期

正副代表、幹事の任期は2年とするが再任は妨げない。

## 第8条 その他

この規約に定めのないことは役員会で決する

附則、この規約は平成24年10月18日より施行する。